

令和5年4月28日（金）	資料2
令和5年度第1回 板橋区障がい福祉計画等策定委員会	

板橋区障がい者計画 2029
障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）

策定方針案

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的	1
2 ポストコロナ時代を見据えた「新しい日常」への対応	2
3 SDGs とのつながり	3
4 計画の位置付け	4
(1) 障がい者計画	4
(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	4
(3) 国の基本指針について	5
5 計画の期間	6
6 計画の対象	6
7 計画の推進に向けて	7
8 計画の策定体制	7

第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向	8
(1) 障がい者の推移と傾向	8
(2) 障がい児の推移と傾向	10
2 障がい者計画における重点項目の振り返り	12
(1) 相談支援体制の充実	12
(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実	12
(3) 地域生活支援拠点等の整備	13
(4) 障がいのある人の就労の拡充	14
(5) 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進	14
3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、取り組みの振り返り	16
(1) 障がい福祉サービスの実施状況（第6期障がい福祉計画）	16
(2) 地域生活支援事業の実施状況（第6期障がい福祉計画）	16
(3) 障がい児向けサービスの実施状況（第2期障がい児福祉計画）	16
(4) 実施状況を踏まえて	16
(5) 板橋区障がい者実態調査の結果	17
(6) 障がい福祉サービス費用の推移	20

第2部 板橋区障がい者計画 2029

1 基本理念	21
2 基本目標	22

【参考】用語集	23
---------	----

※ 本方針案の文中において、*が付されている語句は、23 ページからの用語集に内容を掲載しています。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的

- 平成26（2014）年、日本は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になりました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を取り巻く状況は少しずつですが変化があります。

その後も、平成30（2018）年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3（2021）年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4（2022）年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障がい者に関する法整備が進められてきました。令和5（2023）年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されました。

- 令和4（2022）年、障害者権利条約について、国連の権利委員会による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育システム（障がいのある人もない人もともに学ぶ仕組み）の推進などについて勧告されたことから、障がい者の権利の実現に向けた取り組みを一層強化していく必要があります。
- 東京都においては、令和3（2021）年に東京パラリンピックが開催されました。また、令和7（2025）年には聴覚障がい者による国際スポーツ大会「デフリンピック」が開催されることが決定しています。デフリンピックでは、世界に向けて多様性の大切さをさらに力強く発信し、地域共生社会[※]の実現に大きく貢献するものとなることが期待されます。
- 東京都では、令和4（2022）年に「手話言語条例」を施行し、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる社会の実現をめざすとともに、手話を使用しやすい環境づくりを推進しています。
- 板橋区では、平成27（2015）年10月に、概ね10年後を想定した将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」とする板橋区基本構想を策定し、政策分野別に「9つのまちづくりビジョン」を掲げ、「東京で一番住みたくなるまち」と評価されるまちの実現にむけて取り組みを進めています。

- 区の保健・福祉分野においては、平成 28（2016）年 3 月に 10 か年の個別計画として、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定しました。
令和 3（2021）年 3 月に策定された板橋区の基本計画である「いたばし No.1 実現プラン 2025」の 3 つの重点戦略（①SDG s 戦略②DX 戦略③ブランド戦略）と連携をとるとともに、令和 2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」へ対応するため、令和 4（2022）年に地域保健福祉計画実施計画 2025 を策定し、地域共生社会の実現をめざして取り組みを進めています。
- 障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がい[※]や医療的ケア児[※]などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。区では、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、地域生活支援拠点[※]等の整備や、板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）[※]の開設（令和 2（2020）年度）、板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所[※]）の設置（令和 4（2022）年度）に向けた取り組みなどを進めてきました。
- このたび、「板橋区障がい者計画 2023」及び「板橋区障がい福祉計画（第 6 期）」・「板橋区障がい児福祉計画（第 2 期）」の計画期間が令和 5（2023）年度をもって終了することから、令和 6（2024）年度からの新たな計画（以下、「本計画」という。）を策定します。
- 本計画は、上位計画にあたる地域保健福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

2 ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、人命への甚大な被害とともに、社会経済へ深刻な影響を及ぼしています。そのような中、区の障がい福祉分野を取り巻く環境も大きく変化しており、障がいのある人へのサービス提供や社会参加への対応、障がいのある人を支える家族の負担の増加への対応のほか、障がい福祉サービス[※]提供事業者への支援など、様々な課題が浮き彫りとなりました。

そのため、新型コロナウイルス感染症対策と地域の社会経済活動の両立の維持など、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の視点による柔軟な対応を検討、推進していくことで、本計画の対象とするすべての人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、取り組みを進めていきます。

3 SDGsとのつながり

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された令和 12（2030）年を年限とする基本目標です。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

そのため、本計画においては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障がいのある・なしに関わらず、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

4 計画の位置付け

(1) 障がい者計画

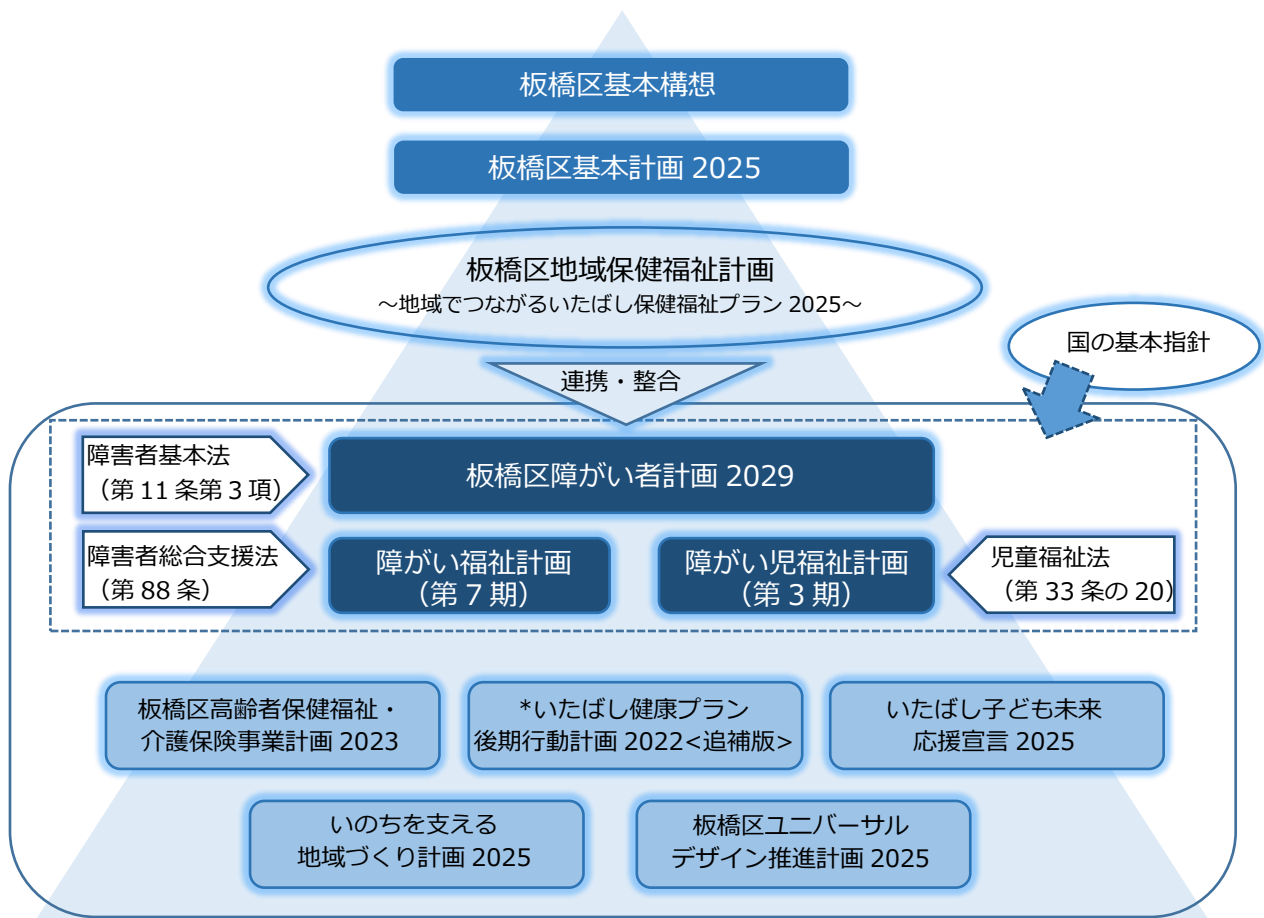
区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人または障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

【板橋区の各計画との関係】



* …いたばし健康プラン後期行動計画 2022<追補版>の期間は、令和 7（2025）年まで。

(3) 国の基本指針について

計画策定の根拠となる、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会の障害者部会により協議され、令和5（2023）年4月以降に公表される予定です。

これまでの協議内容から、基本指針で示される見込みの計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労[※]への移行等の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

⑤ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

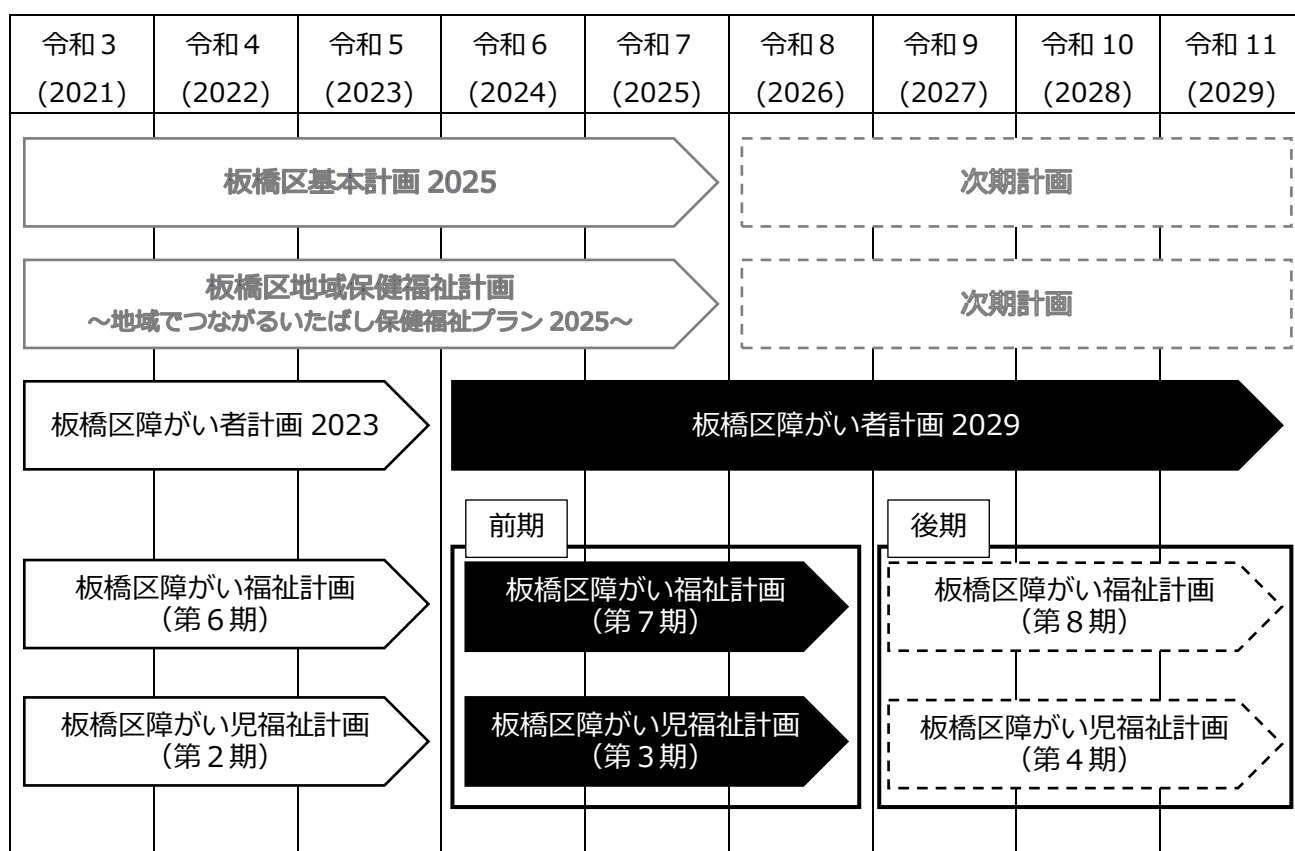
障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について、目標を設定する。

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がい[※]にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

5 計画の期間

障がい者計画は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の指針となる基本計画です。障がい者施策は、施設整備をはじめ、障がい者のための制度設計など長期的な視点が必要であることから、現行計画の3年間から変更し、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とします。

一方、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき3年間を計画期間とします。よって、「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」として令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの前期3年間と、「障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）」として令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの後期3年間に分割することとします。



6 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、障害者手帳[※]の有無に関わらず、障がいや難病[※]などがあるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人だけでなく、健常者や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

7 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会」※において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、各定例部会に関連する会議体を活用し、本計画に掲げる重点項目などの検討を深め、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取り組みを進めていきます。

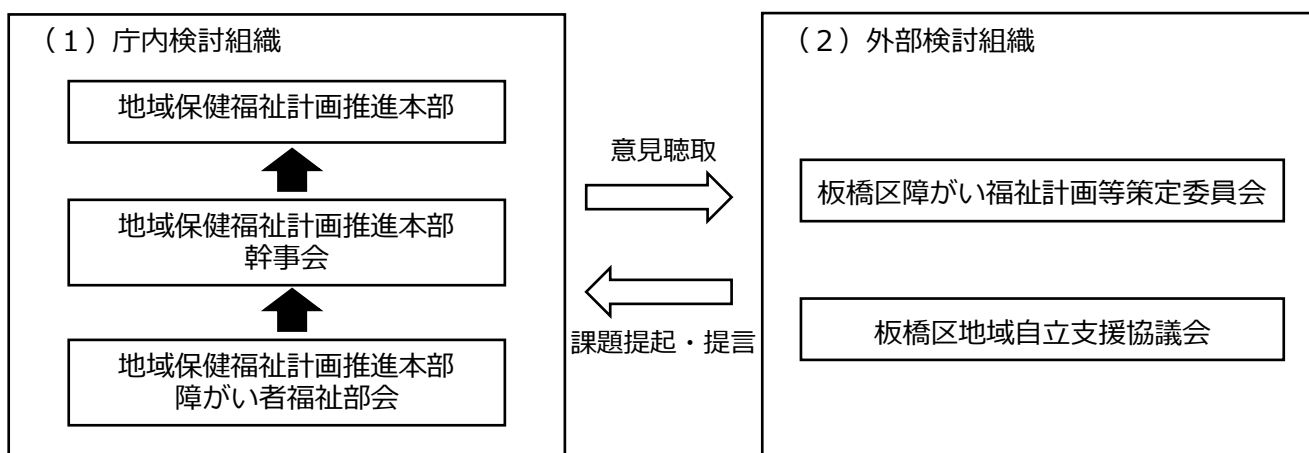
8 検討体制

(1) 庁内検討体制

係長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部障がい者福祉部会」、課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」(庁議)において決定します。

(2) 外部検討組織

学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者などにより構成される「板橋区障がい福祉計画等策定委員会」及び「板橋区地域自立支援協議会」において意見聴取し、計画に反映します。



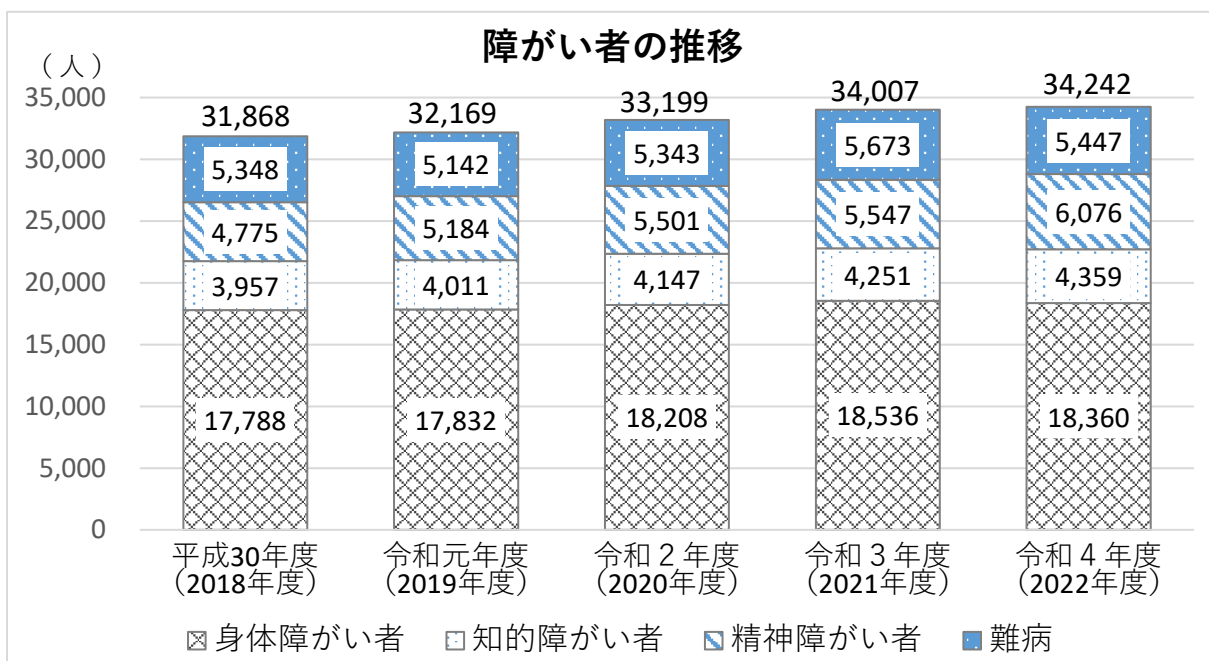
第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者の推移と傾向

① 障がい者全体（障がい児を含む）の推移と傾向

障がい者全体の推移を見ると、年々増加しており、令和4（2022）年度においては、難病認定者を含め、34,242 人となっています。身体障がい^{*}者、難病は令和4（2020）年度に減少に転じた一方、知的障がい^{*}者、精神障がい者は増加傾向が続いています。中でも精神障がい者の増加が顕著であり、平成30（2018）年度と比較し、1,301 人増加しています。



(令和4年4月1日現在)

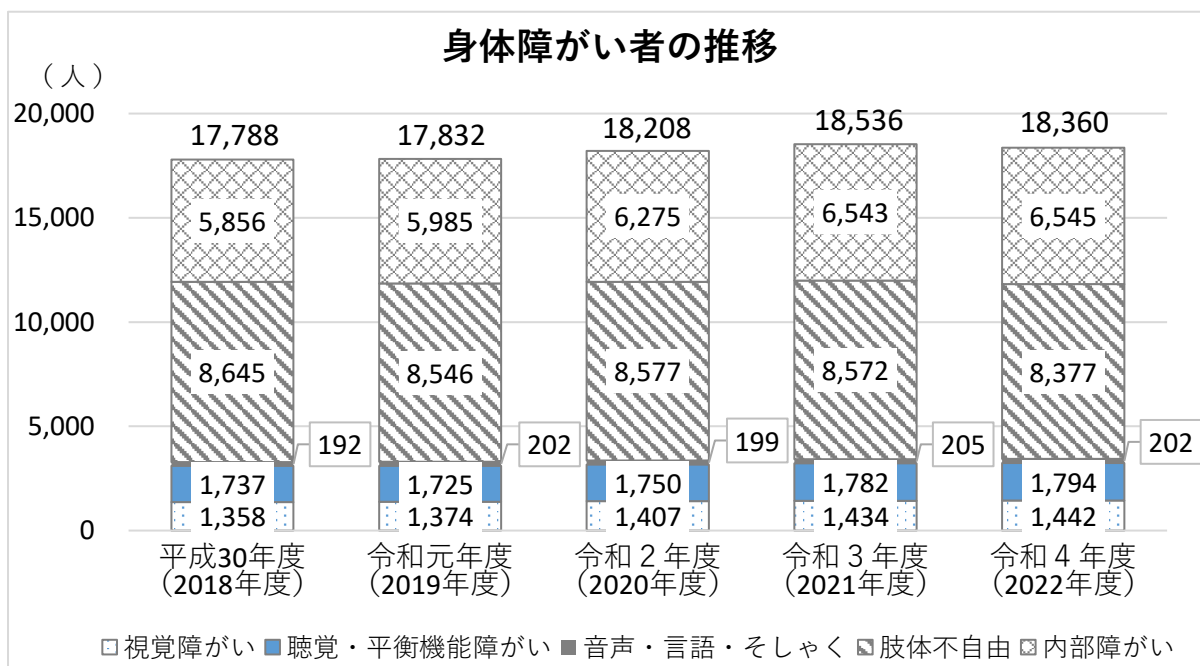
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	伸び率
板橋区人口	563,087 人	568,721 人	572,490 人	570,024 人	567,091 人	100.7%
障がい者数	31,868 人	32,169 人	33,199 人	34,007 人	34,242 人	107.4%
身体障がい者	17,788 人	17,832 人	18,208 人	18,536 人	18,360 人	103.2%
知的障がい者	3,957 人	4,011 人	4,147 人	4,251 人	4,359 人	110.2%
精神障がい者	4,775 人	5,184 人	5,501 人	5,547 人	6,076 人	127.2%
難病	5,348 人	5,142 人	5,343 人	5,673 人	5,447 人	101.9%

* …伸び率は、令和4年度における平成30年度比

* …統計上、各障害者手帳所持者を障がい者としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

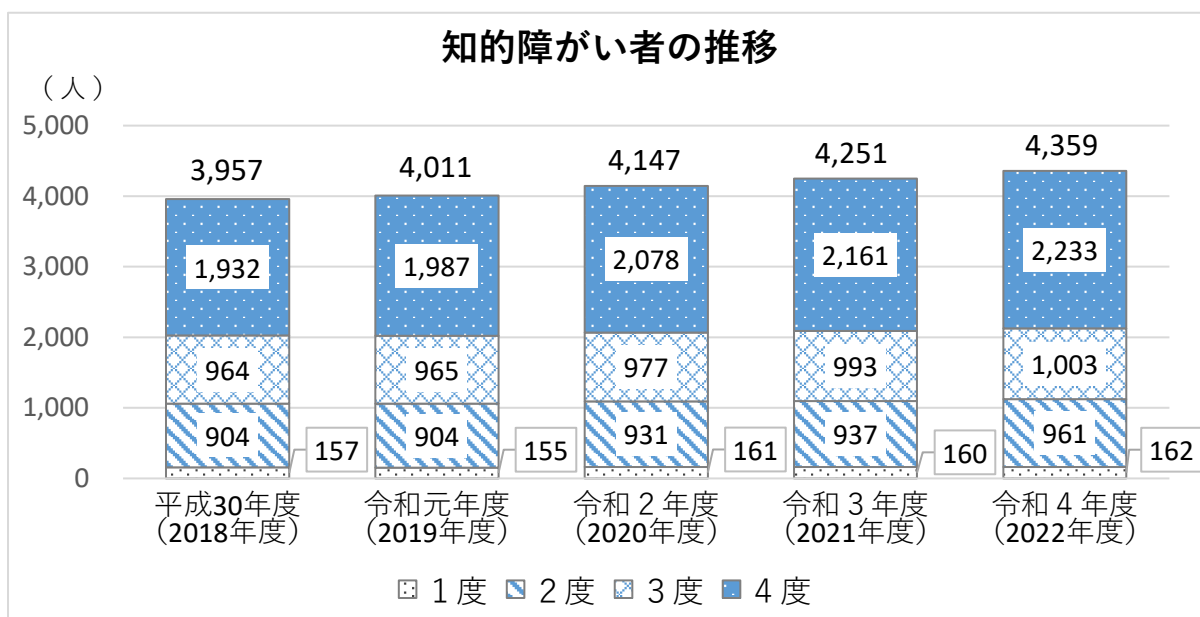
②身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、令和4（2022）年度においては、18,360人となっています。肢体不自由者[※]は微減傾向にありますが、全体として微増傾向にあり、その中で、内部障がい[※]者が増えている傾向にあります。内部障がい者には、主として心臓機能障がい[※]や腎臓機能障がい[※]が多いため、高齢化が進んだ影響により増加しているものと推測されます。



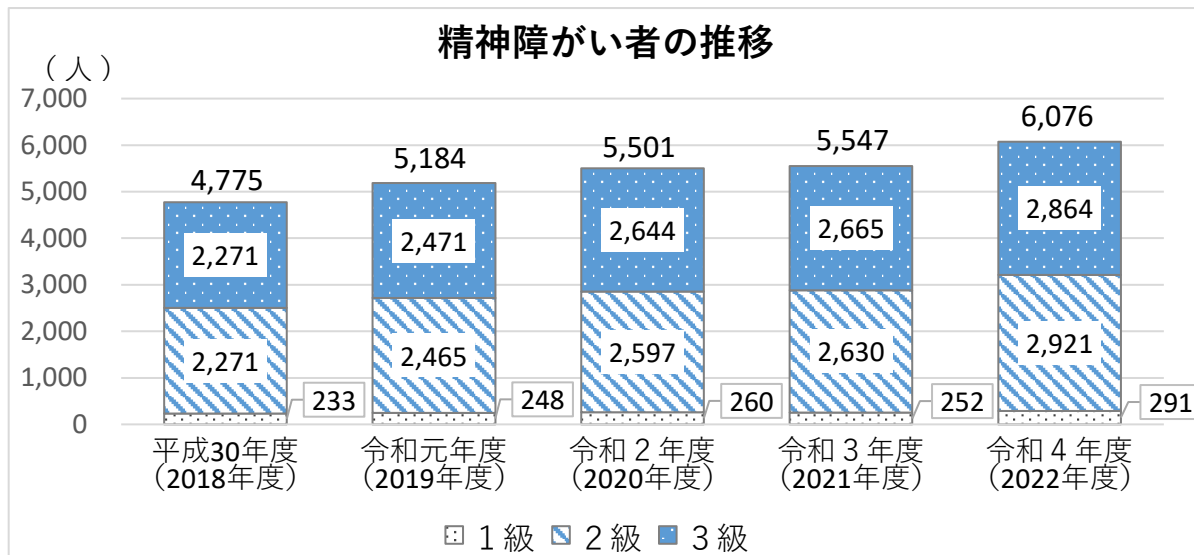
③知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、令和4（2022）年度においては4,359人となっており、年々増加している状況にあります。認定別にみると、4度（軽度）の方が最も増加しており、平成30（2018）年度に比べ、301人増加しています。



④精神障がい者の推移と傾向

精神障がい者の推移を見ると、令和4（2022）年度においては、6,076 人となっています。ほかの障がいと比較し、増加が顕著であり、平成30（2018）年度に比べて1,301人（伸び率：約127%）となっています。また、認定別にみると、2級（中度）が最も増加しています。

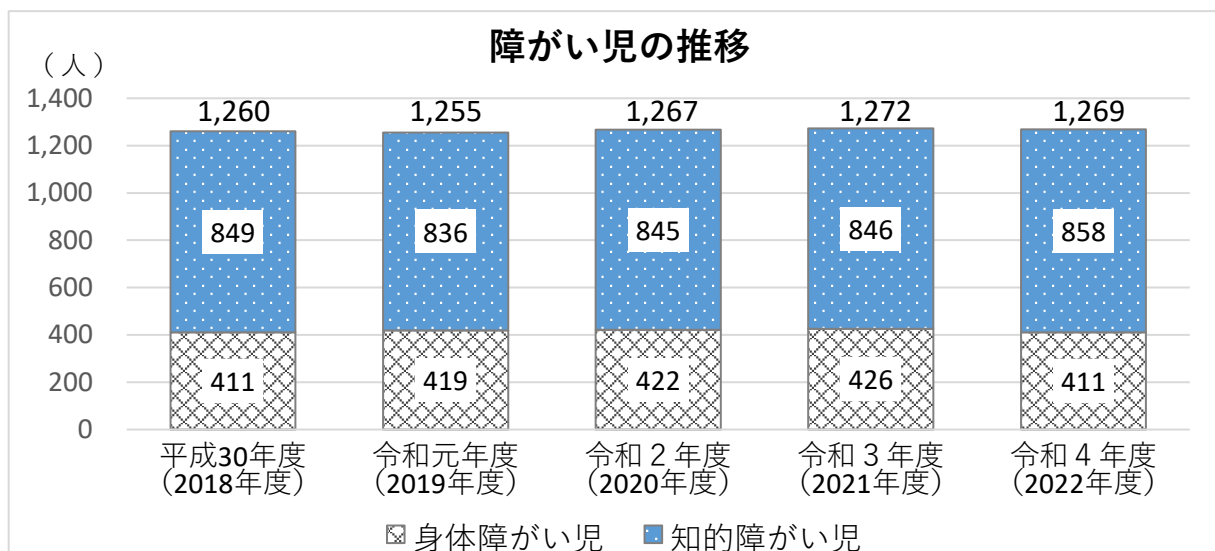


(2) 障がい児の推移と傾向

①障がい児全体の推移と傾向

障がい児は、各障がいに関する手帳を所持している18歳未満を計上しています。

手帳を所持する障がい児は、令和4（2022）年度においては、1,269人となっており、近年はほぼ横ばい傾向となっています。しかしながら、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しており、また、医療的ケア児についても、把握が難しい状況があります。そのため、このような子どもたちの存在とニーズを捉え、適切な支援につなげていくために、把握に向けた検討を進めています。



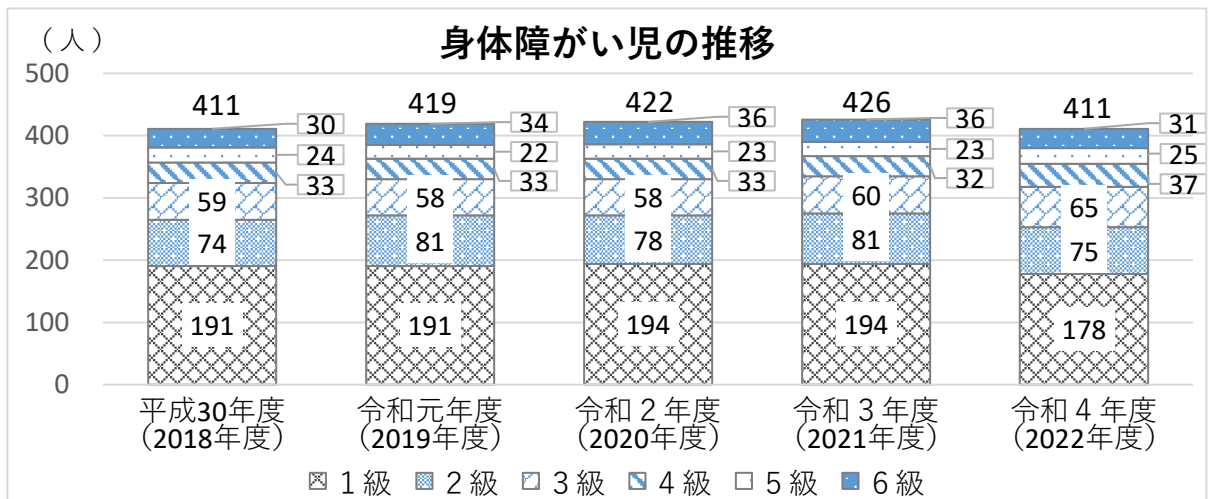
(令和4年4月1日現在)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率
18 歳未満人口	73,978 人	73,920 人	73,616 人	72,543 人	71,474 人	96.6%
障がい児数	1,260 人	1,255 人	1,267 人	1,272 人	1,269 人	100.1%
身体障がい児	411 人	419 人	422 人	426 人	411 人	100.0%
知的障がい児	849 人	836 人	845 人	846 人	858 人	101.1%

*…伸び率は、令和4年度における平成30年度比

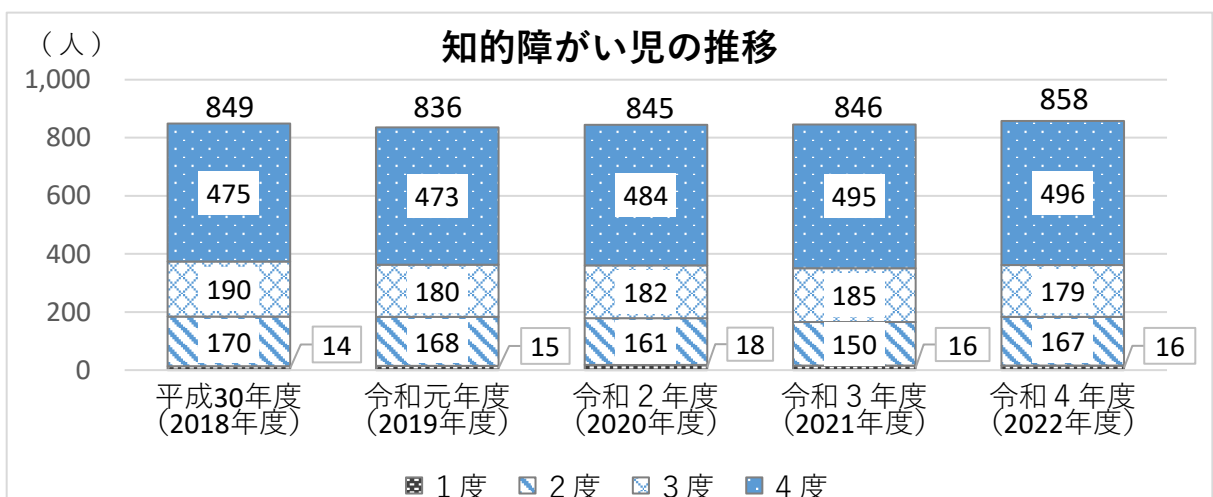
②身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、令和4（2022）年度では、411人となっています。また、認定別に見ると、1、2級の占める割合が多く、重度の障がい児が多くなっています。



③知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、令和4（2022）年度においては858人となっています。また、認定別に見ると、4度（軽度）の障がい児が多くなっています。



2 障がい者計画における重点項目の振り返り

上位計画である地域保健福祉計画のもと策定した障がい者計画 2023 においては、基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」とし、(1) 相談支援体制の充実、(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実、(3) 地域生活支援拠点等の整備、(4) 障がいのある人の就労の拡充、(5) 障がい者差別[※]の解消及び権利擁護[※]の促進を重点施策と位置付け、取り組みを進めてきました。

(1) 相談支援体制の充実

- 相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センター[※]の人員を増員したほか、相談支援事業所における相談支援の強化に向け、基幹相談支援センターの職員が相談支援事業所に出向き、個別課題の共有や連携体制の強化を図るとともに、板橋区地域自立支援協議会相談支援部会や相談支援事業所実務担当者連絡会等において、情報や共通課題を共有することで、より各関係機関が有機的に連携して取り組めるような協力関係を築いてきました。
- また、令和 2（2020）年度に設置した板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）において、精神保健福祉士や心理士等による専門相談、グループワークや選択制プログラム等による社会参加支援のほか、発達障がい者の家族を対象とした家族学習会等を実施することで、成人期の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点としています。
- 乳幼児の障がいの早期発見に対する取り組みとして、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査を実施しています。発達に気がかりがある場合は子ども発達支援センターにおける相談事業に繋げるほか、発達に気がかりがある未就学児と保護者が参加する「子どもののびるを支援する親の会」を令和 4（2022）年度から健康福祉センターで開始し、保護者の孤立を防ぐとともに、支援が途切れることがないよう充実を図ってきました。また、令和 4（2022）年 4 月に 3 か所目の「児童発達支援センター」[※]が開設され、地域における障がい児の相談支援や関係機関などとの連携強化を担う中核的な療育支援を行っています。
- このほか、障がい者本人の生い立ちから現在の生活に至る成長の記録や支援内容を書き綴る「サポートファイル」の運用を開始しました。
- 今後は、それぞれのライフステージに応じた相談支援を適切に行っていくための連携体制の強化や人材の育成などに取り組んでいきます。

(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

- 障がいのある子どもの支援に関しては、就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた切れ目のない支援を提供していくため、児童発達支援[※]事業所や放課後等デイサービス[※]の整備を促進し、令和 3（2021）年度から令和 4（2022）年度の 2 年間で計 16 件の事業所が新規開設しました。

- また、特に医療的ケアなどを必要とする子どもへの環境・体制の整備が求められていることから、関係部署や外部機関で組織する「重症心身障がい[※]・医療的ケア児等会議」を設置し、医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた検討をはじめ、発達支援に関する情報や共通課題を共有することで、関係機関の連携・協力体制を構築してきました。
- 令和3（2021）年4月、区立保育園2園で医療的ケアなどを必要とする子どもの受入体制を構築し、令和5（2023）年4月より、区立幼稚園、区立小・中学校、あいキッズへと支援の対象を拡大しました。
- 令和4（2022）年1月、医療的ケアなどを必要とする子どもを受入可能な放課後等デイサービス事業所が開設しました。一方で、板橋キャンパス（都有地活用）[※]において、医療的ケアなどを必要とする子どもの受け入れも可能な児童発達支援事業所を整備する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、建築資材の高騰などの影響により、当初のスケジュールで整備を進めることが困難となったことから、事業自体の見直しを行うこととなりました。
- 令和5（2023）年4月、こども家庭庁が設置され、障がい児支援などに関する事務が厚生労働省から移管されます。様々な障がいのある子どもの支援体制の整備について、今後の国の動向を注視しながら検討・対応を図っていきます。

（3）地域生活支援拠点等の整備

- 高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築のため、基幹相談支援センターを軸とした、面的整備型の地域生活支援拠点の整備に取り組んできました。
- 障がいのある人の介助者不在等、緊急時に円滑な対応が行えるようにすることを目的とした「安心支援プラン」について、板橋区地域自立支援協議会相談支援部会において検討を行い、令和5（2023）年度に運用を開始します。
- 現行計画では、板橋キャンパス（都有地活用）における短期入所[※]施設の整備による緊急時の受け入れ対応、共同生活援助施設（グループホーム）[※]による一人暮らしの体験の場の確保等の体制整備を見込んでいましたが、板橋キャンパス（都有地活用）の計画見直しにより、整備事業自体の見直しを行うこととなりました。
- 板橋キャンパス（都有地活用）の見直しに伴い、地域生活支援拠点等の整備についても代替案等の検討を進めています。赤塚ホームでの緊急時の受け入れの充実を図るため、運営体制の強化などについて協議を進めるとともに、支援者向けの短期入所の社会資源[※]ガイドマップ（近隣の短期入所施設をまとめた冊子）を作成し、民間事業所との連携体制を確保することで、緊急時の受け入れにつながりやすい環境整備に取り組んできました。そのほか、早期実現が可能なものについては、板橋キャンパス（都有地活用）での整備にこだわることなく、既存資源を活用するなどして別途整備を進めていく予定であり、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

(4) 障がいのある人の就労の拡充

- 障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境を構築するため、ハローワーク※池袋や東京障害者職業センター※、東京しごと財団※、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）※などと連携して、職業相談や職業紹介、職業準備支援のほか、事業主に対し雇用管理に関する助言・支援などに取り組んできました。
- 板橋区においては、一般就労へのステップの場として、障がいのある人が一定期間区職員として就労する「チャレンジ就労」の雇用期間を拡大したほか、障害者就業・生活支援センター（ワーキング・トライ）と協定を締結し、実習生の受け入れも行ってきました。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律に基づき策定した「板橋区障がい者活躍推進計画」により、区として、職員の計画的な障がい者雇用に取り組むとともに、障がい者雇用されている職員を含めた「障がい者活躍推進チーム」において、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理などによる雇用の質の確保に努めています。
- 民間企業での障がい者雇用を促進するため、板橋区地域自立支援協議会就労支援部会にて協議を行い、民間企業における障がい者雇用のニーズ調査を行いました。
- 今後も障がい者に就労経験を積む場を提供し、民間企業等への就労のステップにつながる「チャレンジ就労」の体制強化を図るため、令和5（2023）年度に、障がい政策課内に「障がい者活躍推進係」を新設しました。
- このほか、各就労支援事業所や障がい福祉サービス事業所との連携などにより、就労に向けた職能訓練や一般就労に向けた情報提供、受け入れ側の企業支援などを行うことで、障がいのある人が自分に合った仕事に就労できるよう就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取り組みを進めました。
　　今後は、障がいのある人のニーズに合わせたさらなる一般就労の実現や定着を推進し、社会参加や自立支援につなげていくことが重要です。

(5) 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進

- 板橋区では、職員が事務や事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や事例を示した「職員対応要領」に基づき、「板橋区障害者差別解消法ハンドブック（板橋区職員向け）」を作成し、職員研修などを通じて実践に向けた周知に取り組んできました。
- また、「障がい者週間記念行事」※や「障がい者理解促進事業」などを通じて、パネル展示や教育の一環として、区民への普及啓発にも取り組んできました。
- さらに、令和元（2019）年度に制定した「板橋区手話言語条例」に基づき、障がいのある人への合理的配慮※の促進に向け、手話言語の啓発冊子の頒布、手話講座を開催する等の取り組みを行ってきました。

- 障がい者の虐待防止のため、「板橋区障がい者虐待防止センター」における受付時間以外の休日・夜間の時間帯における相談受付を開始し、24 時間 365 日の相談体制へと強化を図りました。また、板橋区地域自立支援協議会権利擁護部会では、関係機関で障がい者虐待[※]に関する事例勉強会を行うなど、意見交換や認識の共有に取り組みました。
- 令和 4（2022）年度には、児童相談行政における東京都と区の二元体制を解消し、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守るため「板橋区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。
- これらの取り組みにより、日常の社会生活における障がいを理由とする差別の禁止や、社会的障壁[※]の除去による、権利擁護の促進に努めてきました。
今後も、引き続き、障がい者差別解消や虐待防止をはじめとする、権利擁護の取り組みの促進に向けた普及啓発を行い、障がいのある人が安心・安全にらせる地域づくりに取り組んでいきます。

3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、取り組みの振り返り

障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）において示している令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までの2か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については次のとおりです。なお、令和4（2022）年度の実績は見込値となっています。

（1）障がい福祉サービスの実施状況（第6期障がい福祉計画）

- 訪問系サービスでは、重度訪問介護[※]、同行援護[※]の利用者数が、新型コロナウイルス感染症拡大による利用控えが影響してか、令和2（2020）年度に減少しましたが、令和4（2022）年度は再び増加傾向（見込）に転じています。利用時間数としては、行動援護[※]の伸び率が非常に高く、居宅介護[※]や重度訪問介護、同行援護の利用は横ばいです。
- 日中活動系サービスでは、生活介護[※]や自立訓練（機能訓練・生活訓練）[※]、療養介護のほか、就労移行支援[※]、就労定着支援[※]、就労継続支援（A型・B型）などの就労支援の利用が増加傾向にあります。また、短期入所については、障害者支援施設等における福祉型が増加傾向にある一方、病院・診療所等における医療型は減少傾向にあります。
- 居住系サービスや相談支援では、自立生活援助や共同生活援助（グループホーム）、計画相談支援[※]、地域定着支援[※]の利用者数が増加傾向にあります。

（2）地域生活支援事業[※]の実施状況（第6期障がい福祉計画）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、理解促進研修・啓発事業や手話奉仕員[※]養成研修事業の一部中止や規模を縮小したほか、手話通訳者・要約筆記[※]者派遣事業や移動支援事業なども利用控えが影響してか、参加者数や利用者数が令和2（2020）年度から令和3（2021）年度に大幅に減少しましたが、現在はコロナ禍以前の水準に回復傾向です。
- そのほか、用具の給付や日常生活に関するサービスのほか、地域活動支援センター[※]機能強化事業などについては、年度ごとにばらつきが見られるものの、大きな変動は見られない状況にあります。

（3）障がい児向けサービスの実施状況（第2期障がい児福祉計画）

- 児童発達支援と保育所等訪問支援の利用が急増していることに加え、放課後等デイサービスや障がい児相談支援、医療型児童発達支援[※]でも、利用が増加傾向にあります。一方、居宅訪問型児童発達支援[※]では、利用がほぼ横ばいで、当初の見込みを下回る状況にあります。

（4）実施状況を踏まえて

- これまでの区におけるサービス利用状況をもとに、国からの基本指針に示される成果目標を達成するため、活動指標を見込み、計画を策定します。

(5) 板橋区障がい者実態調査の結果

令和4（2022）年度に、計画策定の基礎資料として、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、障がい者施策の推進に必要なことなどを把握するため、板橋区在住の障がい者（児）、一般区民の方を対象に「板橋区障がい者実態調査」を実施しました。

【調査概要】

調査期間：令和4年9月7日から令和4年9月30日

調査対象：6,000人

- ・区内在住の障がい者（児）及び一般区民から無作為抽出した 5,800人
- ・板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）利用者 100人
- ・手帳を所持していない幼児（児童発達支援事業所利用者） 100人

回答方法：郵送及びインターネットによる回答

調査区分	配布数 (件)	有効回収 (件)	有効回答率
障がい者（児）	5,000	2,148	43.0%
一般区民	1,000	338	33.8%

「板橋区障がい者実態調査」の結果、明らかになった傾向は次のとおりです。

①障がい者の回答結果の傾向

障がい福祉サービスの利用状況は、全体で3割強の方が利用していると回答しています。障がいごとでは、知的障がいと発達障がいでは5割、高次脳機能障がい[※]では4割の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、居宅介護や生活介護、計画相談支援がほかのサービスより高い傾向にあります。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、障がいのある人の一般企業への就労の促進のほか、学校での障がいに関する教育や情報の提供といった理解促進を求める割合が高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、4割の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、高次脳機能障がいや難病では2割にとどまる一方、発達障がいでは6割、知的障がいと精神障がいでは5割前後の方が経験ありと回答しています。

②障がい児の回答結果の傾向

障がい福祉サービスの利用状況は、6割弱の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、放課後等デイサービスが4割と最も高くなっており、計画相談支援、児童発達支援が2割台とほかのサービスより高くなっています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供と答えた方が7割を超え、非常に高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、5割以上の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、6割以上の方が経験ありと回答しています。

③一般区民の回答結果の傾向

福祉ボランティア活動への関心度は、関心がある方と関心がない方が、それぞれ5割弱となっており、ほぼ半数ずつになっています。

障がい者差別を見聞きした経験は、経験ありと答えた方が約5割ですが、そのうち1割弱の方が「よくある」と回答しています。

障がいのある人への理解度は、5割の方が足りていないと回答しています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供、通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進といった子どもたちの教育のほか、障がい者の一般企業への就労の促進といった、障がい者と同様の傾向が見られました。

④障がいごとの回答結果の傾向

ア 身体障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方と働いている方がそれぞれ3割前後を占めており、居宅介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、避難場所の設備や環境への不安のほか、投薬治療が受けられなくなることや安全な場所への移動が難しいことなどが挙げられています。

幼稚園・保育施設・認定こども園（以下、「園」という。）や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの施設が整っていないなど、環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃[※]などの収入が少ないほか、通勤が大変との回答が挙げられています。

イ 知的障がい

日中の過ごし方は、特別支援学級[※]・特別支援学校[※]に通っている方と福祉施設・作業所などに通っている方がそれぞれ約3割を占めており、放課後等デイサービスのほか、計画相談支援や地域移行支援[※]、地域定着支援、行動援護など地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約6割の方が安全な場所への移動が難しいほか、約5割の方から周囲とのコミュニケーションがとれないことを挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの施設が整っていないなど環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

ウ 発達障がい

日中の過ごし方は、回答者は若年層の方が多く、平日、特別支援学級・特別支援学校に通っている方が約3割を占めており、児童発達支援のほか、就労移行支援や就労定着支援などの就労支援サービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、周囲とのコミュニケーションがとれないほか、避難場所の設備や環境への不安などが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないなど、先生の専門性や人材育成に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

エ 精神障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約4割を占めているため、計画相談支援や居宅介護などの在宅サービスのほか、地域移行支援や地域定着支援などの地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約6割の方から投薬や治療が受けられないことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないといった、先生の専門性や人材育成に関するもののほか、まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係や障がいに対する職場の理解不足が挙げられています。

オ 高次脳機能障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約3割を占めており、自立訓練のほか、就労移行支援のサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方が約6割を占めている中、安全な場所への移動が難しいことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、まわりの児童・生徒たちから障がいに対する理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、通勤が大変であることが挙げられています。

カ 難病

日中の過ごし方は、働いている方が約4割、自宅にいる方が約3割を占めており、居宅介護や生活介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方は約2割でほかの障がいに比べて低いものの、投薬や治療が受けられないことや、避難場所の設備や環境への不安が挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変であるほか、先生の理解や配慮が足りない場合があるといった、先生の専門性に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、通勤時間・日数が多く体力的に不安であることが挙げられています。

(6) 障がい福祉サービス費用の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	11,146,413 千円	11,344,230 千円	12,168,615 千円

障がい福祉サービスに係る費用については、高齢化や障がいの重度化、精神障がいをはじめとする障がい者人口の増加などを背景に増加を続けており、今後も同様の傾向が続くと見込まれています。

そのような中、区全体の財政は持ち直しつつあるものの、現下の社会経済情勢や、長引くコロナ禍や物価高騰などによる社会経済状況の変動を考慮すると、今後の景気動向を予断なく見据えていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の状況や物価高騰をはじめ、区政における喫緊の課題に対応するほか、小・中学校を含めた公共施設の再構築の取り組み、まちづくり事業など、多額の経費負担を伴う事業が継続していく中、健全な財政基盤を確立し、区の将来を支える財政運営を推進する必要がある状況となっています。

そのため、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度はもとより、将来を見越し、事務事業一つひとつについて効果や効率性を見極めつつ、これまでの手法を見直したうえで創意工夫を重ね、サービスの質の維持・向上を図っていきます。

第2部 板橋区障がい者計画 2029

1 基本理念

基本理念 つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画においては、板橋区の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、社会的孤立や排除を防ぎ、お互いが支え合う地域をつくることで、「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」の実現をめざしています。

これを踏まえ、障がい者計画 2023 においては、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、だれもが「自分らしく安心して暮らし続けられるまち」をめざし、「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」を基本理念としていました。

これまでの計画期間でみえてきた課題とこれからの方向性を照らし合わせ、「障がい者計画 2029」においても引き続きこの基本理念の実現をめざし、取り組みを進めていきます。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、「個人」・「地域」・「しくみ」の視点に着目し、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていきます。

基本目標 1 自分らしく生き生きとくらするまち

基本目標 2 安心して地域で暮らし続けられるまち

基本目標 3 つながり、ともに支え合うまち

【基本目標 1】 自分らしく生き生きとくらすまち

自分らしく生き生きと豊かなくらしを送るためには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、円滑にサービスにつなげる相談支援や障がい福祉サービスの充実・質の向上に取り組むとともに、障がいの特性に応じた支援の提供や障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を進めます。

【基本目標 2】 安心して地域でくらし続けられるまち

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化する中で、自らのライフスタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人が増えています。

そのため、障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進に向け、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていきます。

【基本目標 3】 つながり、ともに支え合うまち

つながり、ともに支え合うまちは、障がいのある人・ない人、子ども、高齢者など、すべての人がくらし、ともに高め合うことができる地域共生社会の実現につながるとともに、国際社会の共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現につながるものです。

そのため、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進していくとともに、心のバリアフリー[※]として、意思疎通支援[※]や地域交流機会の充実を図り、障がいや障がいのある人への理解促進に取り組んでいきます。また、だれもが住みやすいまちづくりとしてユニバーサルデザイン[※]を推進していきます。

あ行

意思疎通支援

障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援するため、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成などを行う制度。

板橋キャンパス（都有地活用）

かつて東京都老人医療センター、東京都老人総合研究所、東京都板橋老人ホーム、東京都板橋ナーシングホームがあった東京都有地（板橋区栄町 35 番 2 号）を活用し、地域のニーズに合致した障がい福祉サービス事業所を整備する事業。

板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）

障がい者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障がい者の雇用を推進する企業の相談などを行う機関。

板橋区地域自立支援協議会

学識経験者、障がい当事者、障がい者団体、区内福祉施設関係者、就労関係者などを委員として構成された協議会で、区内に居住している障がい者（児）が豊かに暮らすことのできる地域づくりに関し、定期的に協議を行う協議体。

板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）

発達障がい者及びその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関や団体などへの情報提供、研修、連絡調整などを総合的に行う専門的な機関。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。

医療型児童発達支援

障がいがある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活適応のための訓練などの支援とあわせて治療を行うサービス。

医療的ケア児

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為が必要な 18 歳未満の障がい児のこと。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者などの一般相談などを総合的に行う機関。

共同生活援助施設（グループホーム）

地域において自立した日常生活を営むうえで、食事・入浴などの介護や相談などの日常生活上の支援が必要な障がい者が、世話人などの支援を受けながら生活する場。

居宅介護

自宅で入浴やトイレ、食事の介護や、家事の支援などを行うサービス。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童について、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

計画相談支援

障がい者に対し、心身の状況や環境などを踏まえ、利用するサービス内容を定めた計画の作成や見直しを行うサービス。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中などで脳が損傷され、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいなどが生じること。

工賃

就労継続支援 B 型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。

行動援護

知的障がい・精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人に、危機回避のために必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー※化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

心のバリアフリー

障がいに対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を除去（フリー）し、社会の中で障がいがあることによる不利益を受けることなく、障がいのある人もない人も共に生活できる社会を実現していくこと。

さ行

肢体不自由者

上肢切断、上肢機能障がい、下肢切断、下肢機能障がい、体幹機能障がい及び運動の機能障がいを有している者。

児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。原則 18 歳未満の子どもに関する相談や通告について、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けている。

児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などの支援を行う福祉サービス。このほか、医療型や居宅訪問型の児童発達支援がある。

児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設の有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。区内には令和 4 年度末時点で、加賀福祉園児童ホーム、東京 Y W C A キッズガーデン、ココロネ板橋の 3 か所ある。

社会資源

その人のニーズを満たすために動員される施設や設備、資金や物資、集団や個人の有する知識や技能の総称。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるようなものを指す。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられる。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態。

重度訪問介護

重度の障がいでいつも介護が必要な人に、自宅での家事援助や入浴・トイレ・食事の介助、外出時の移動の補助などを行うサービス。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する方に、一定の期間、働くために必要な知識や能力の向上のために訓練を行うサービス。

就労定着支援

一般企業に就職した障がい者に対して、企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービス。

手話奉仕員

聴覚障がい者と聴覚障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介するため、市区町村および都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間で身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

障がい者虐待

障害者虐待防止法において、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいうものとされている。

障がい者差別

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなど。障害者差別解消法により、不当な差別的取扱いが禁止されている。

障がい者週間記念行事

「障がい者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。

「障がい者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体などにおいて、様々な意識啓発に係る取り組みを展開しており、板橋区では、毎年12月に区立グリーンホールで、コンサート・作品展示・区内障がい者団体による自主製品販売などを行っている。

障害者手帳

身体障害者手帳（1～6級）、療育手帳（1～4度（東京都は愛の手帳））、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の3種の手帳を総称した一般的な呼称。いずれの手帳も、数字が小さいほど障がいの程度が重い。

障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。

心臓機能障がい

心筋梗塞、狭心症などの虚血性心疾患、弁膜症、高度な不整脈などの疾患が原因で心臓の機能が低下してしまう内部障がい。

腎臓機能障がい

慢性腎不全、糖尿病性腎症などの疾患が原因で腎臓の機能が低下してしまう内部障がい。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）に分類される。

生活介護

いつも介護が必要な人に、昼間、施設で入浴やトイレ、食事の介護や趣味、文化、教養などの活動の機会を提供するサービス。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

短期入所

在宅の障がい者を介護する人が病気の場合などに、障がい者が病院や施設に短期間入所し、入浴・トイレ・食事などの介助を行うサービス。障害者支援施設等においては「福祉型」、病院・診療所等においては「医療型」の2種類がある。

地域移行支援

施設退所・病院退院にあたり、住居の確保や障がい福祉サービスの体験など、地域生活に移行するための支援を行います。

地域活動支援センター

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進のほか、障がい者が自立した日常生活および社会生活を営むために必要な支援を行う施設。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点

障がい者の高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。板橋区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の体制整備に取り組んでいる。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等とは別に、地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で、「必須事業」と、地方自治体の裁量で行える「任意事業」に分かれる。

地域定着支援

単身で生活する障がい者に、地域生活の継続のため、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしいくらしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

東京しごと財団

働く意欲を持つ都民のために、その経験や能力を活かした雇用・就業を支援するとともに、東京の産業の振興に必要な人材の育成を図ることにより、豊かな職業生活の実現と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された財団。

東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラーなどを配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰をめざす障がいのある人、障がい者雇用を検討しているまたは雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。

同行援護

視覚障がいにより移動が難しい人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス。

特別支援学級

板橋区では、一部の小・中学校に特別支援学級を設置している。特別支援学級では、一人ひとりの児童・生徒の持てる力を高めるための指導や、課題を改善するための指導を行っている学級。

特別支援学級には、固定級（毎日通う学級）として、知的障がい学級があり、通級指導学級（週に数時間通う学級）として、情緒障がい等学級（中学校のみ）、聴覚障がい学級（小学校のみ）、言語障がい学級（小学校のみ）がある。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。

な行

内部障がい

心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのこと。

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」を指す。

昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。

は行

発達障がい

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ハローワーク（公共職業安定所）

「国民に安定した雇用機会を確保すること」を目的として、厚生労働省が設置する行政機関。民間の職業紹介事業などでは就職に結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティーネットとしての役割を担っている。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の支援を行うサービス。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいのある人の便利さや使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

要約筆記

聴覚障がい者の情報保障手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳。